令 和 2 年 第 3 回
八 幡 浜 市 議 会 定 例 会

# 議 案 説 明 資 料

【　目　次　】


・報告第１２号
専決処分の報告について
（八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について）・・p. 1

・議案第５７号
八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その７）請負契約の締結について・・・・・・・p. 3

・議案第５８号
「フェリーターミナルビル新築建築主体工事請負契約の締結について」の
議決変更について　・・・・・・・・・・p. 7

・議案第５９号
八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について　・・・・・・・・・・p. 20


令和２年６月
（令和２年６月２日提出）

報告第 １２ 号関係

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 専決処分の報告について<br>（八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 担　当　課 | 産業建設部　商工観光課 |
| 施　行　日 | 公布の日（令和２年４月27日公布） |

## １　改正の主旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して事業継続に影響を受けている中小企業者及び小規模企業者に対し、緊急経営資金の融資条件を緩和することで経済的な支援を行うための改正及びその他所要の改正を行うもの

## ２　改正の概要

⑴　中小企業基本法に基づく文言の修正

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （融資の対象）<br>第９条　融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、市税の滞納者を除く。<br>(1)　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）**第２条第１項に規定する中小企業者及び同条第５項に規定する小規模企業者**<br>(2)　（略） | （融資の対象）<br>第９条　融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、市税の滞納者を除く。<br>(1)　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）**第２条に定める中小企業を営んでいる個人又は法人**<br>(2)　（略） |

⑵　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する緊急経営資金に関する特例として、附則に融資条件を緩和するための読み替え規定を設定

| 読み替え後 | 読み替え前 |
|---|---|
| （融資の対象）<br>第９条　融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、**市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。**<br>(1)～(2)　（略） | （融資の対象）<br>第９条　融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、**市税の滞納者を除く。**<br>(1)～(2)　（略） |

（第９条関係）

①　融資の対象として、市税の滞納者を除外しているが、新型コロナウイルスの影響により徴収猶予、もしくは、期限の延長がなされたものは含めないよう要件を緩和

| 読み替え後 | 読み替え前 |
| --- | --- |
| （緊急経営資金）<br>第９条の２　市は、緊急に事業資金の融資を行う必要があると認める場合は、経営資金の融資（以下「緊急経営資金」という。）を行うことができる。<br>２　融資の対象は、**附則第３項において読み替えて適用する前条**の規定に該当する者で、**直近の３か月間又は直近２か月間**の月平均売上高が昨年同期の**（創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後（以下「創業後」という。）６か月以上１年２か月未満のものにあっては、直近の３か月間又は直近の２か月間の月平均売上高が創業後２か月目から令和元年１２月までの）**月平均売上高と比較して１００分の５以上減少しているものとする。 | （緊急経営資金）<br>第９条の２　市は、緊急に事業資金の融資を行う必要があると認める場合は、経営資金の融資（以下「緊急経営資金」という。）を行うことができる。<br>２　融資の対象は、**前条**の規定に該当する者で、**直近の３か月間**の月平均売上高が昨年同期の　　月平均売上高と比較して１００分の５以上減少しているものとする。 |

（第９条の２第２項関係）

② 緊急経営資金の融資条件に、直近３カ月間の月平均売上高が昨年同期の月平均売上高と比較して５％以上減少していることを条件としていたが、直近２カ月間の月平均売上高でも比較できるよう要件を緩和

③ 業歴が短い事業者も借り入れができるよう創業６カ月以上１年２カ月未満の枠を新設。その場合の、売上高の比較方法としては、直近３カ月又は直近２カ月の月平均売上高と創業後２カ月目から令和元年１２月までの月平均売上高の比較とした。

議案第 ５７ 号関係

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その７）請負契約の締結について |
| 担　当　課 | 総務企画部　財政課 |
| 根拠法令等 | ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号<br>・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条 |

【概要】

１．工事番号　01 港整第 3 号、02 港整第 1 号

２．工事名称　八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その７）

３．工事期間　令和２年６月　日　～　令和３年３月３１日

４．予定価格　８７９，３８１，８００円（内消費税等７９，９４３，８００円）

５．請負金額　８３４，９００，０００円（内消費税等７５，９００，０００円）

６．請負業者　瀬戸建設株式会社

７．施工場所　八幡浜市出島地区

８．工事概要　八幡浜港フェリー岸壁築造工事のうち、基礎捨石工、桟橋上部工を実施する。

〈工事数量〉
基礎捨石工（1～200kg/個）：10,358m3［全体数量：約 93,000m3、進捗率：約 60%（本工事含む）］
桟橋上部工　　：　　90m　［全体数量：約 158m、進捗率：約 85%（本工事含む）］

様式第４号（第３条関係）

令和　２年　５月１４日

# 一般競争入札結果調書

入札執行担当課　財政課

（工事番号）　01港整第3号、02港整第1号
工　事　名　八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その7）
工事箇所　八幡浜市出島地区
入札日時　令和　２年　５月１４日(木)　　午前１０時００分
落　札　者　瀬戸建設(株)(愛媛県八幡浜市郷4番耕地370番地10)
落札金額　￥８３４，９００，０００－　　［税込］
工事の着手及び完成年月日　契約日の翌日 ～ 令和　３年　３月３１日(水)
工事概要　基礎捨石　V=10,358m3、桟橋上部工 L=90m　他
工事種別　土木一式
予定価格　￥７９９，４３８，０００－　　［税抜］
調査基準価格　￥７１９，４９４，２００－　　［税抜］　（事後公表）

| 入札者 | | 第１回 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏名 | 住所 | 入札高 | | | |
| 瀬戸建設(株) | 愛媛県八幡浜市郷4番耕地370番地10 | 落札 759,000,000円 | 落札率 94.9% | | |
| 堀田建設(株) | 愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1 | 768,000,000円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | 円 | | | |

上記金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

# 施工平面図

北側
岸壁(-6.0m)延長182m
(船首尾部30m含)
152m
135m
17m
新桟橋
23m
125m
135m
158m
10m
南側
岸壁(-6.0m)延長188m
(船首尾部30m含)
埠頭用地
駐車場
ターミナル
ビル用地
駐車場
駐車場
埠頭用地
道路
駐車場
歩道
岸壁(-5.5m)延長141m
(取付部25m含)
141m
126m
15m
115m
139m
24m
岸壁(-5.5m)延長139m
(取付部25m含)

## 平面図

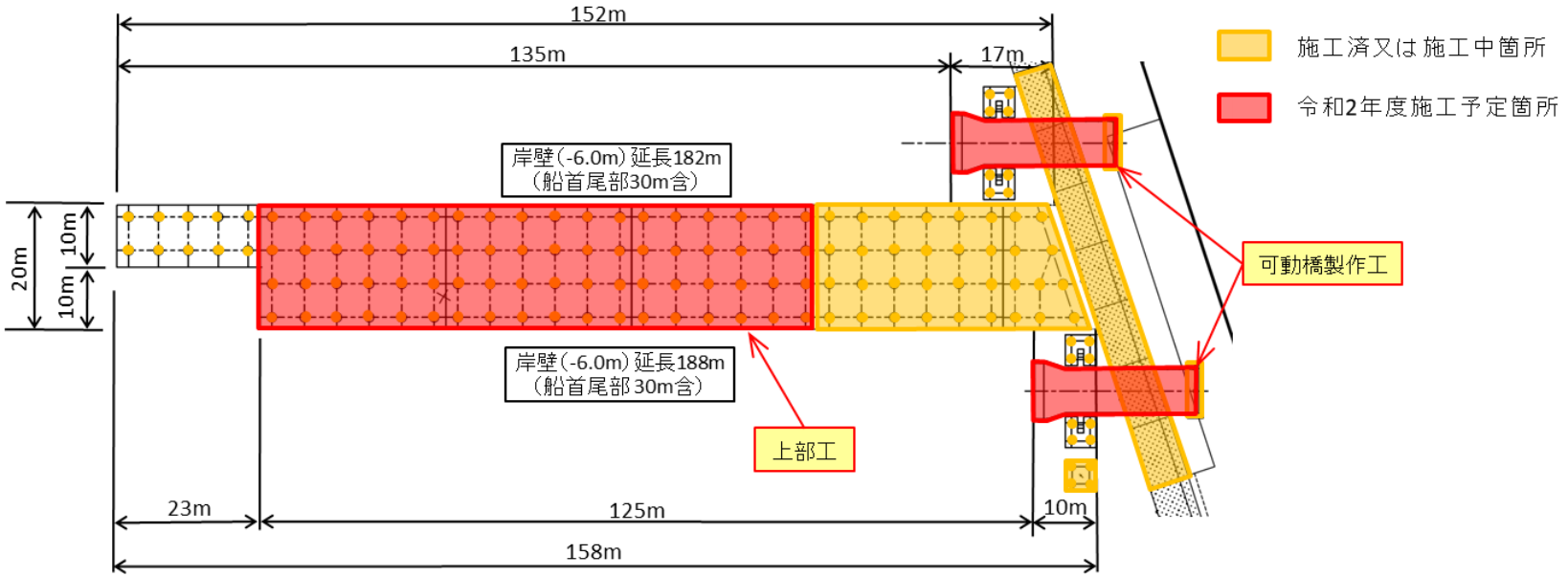
152m
135m
17m
施工済又は施工中箇所
令和2年度施工予定箇所
岸壁(-6.0m)延長182m
(船首尾部30m含)
20m
10m
10m
可動橋製作工
岸壁(-6.0m)延長188m
(船首尾部30m含)
上部工
23m
125m
10m
158m

## 縦断図

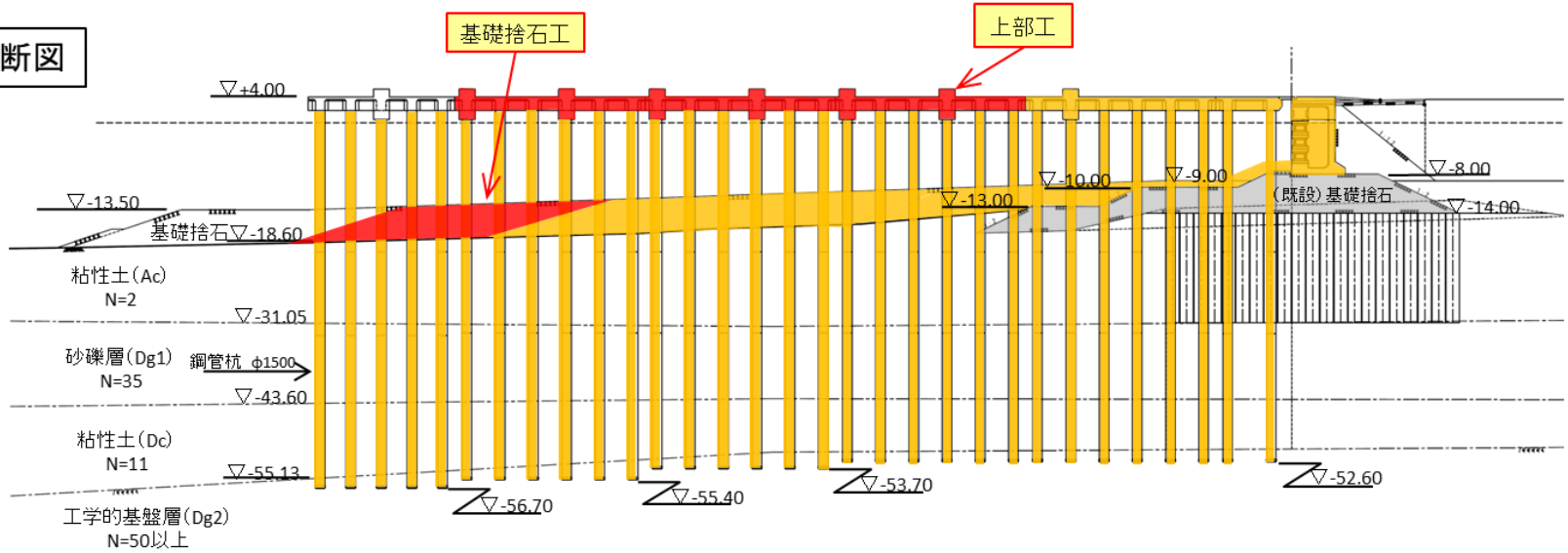
基礎捨石工
上部工
▽+4.00
▽-13.50
基礎捨石▽-18.60
粘性土(Ac)
N=2
▽-31.05
砂礫層(Dg1)
N=35
鋼管杭 φ1500
▽-43.60
粘性土(Dc)
N=11
▽-55.13
工学的基盤層(Dg2)
N=50以上
▽-56.70
▽-55.40
▽-53.70
▽-52.60
▽-13.00
▽-10.00
▽-9.00
▽-8.00
(既設)基礎捨石
▽-14.00

議案第 ５８ 号関係

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 「フェリーターミナルビル新築建築主体工事請負契約の締結について」の議決変更について |
| 担　当　課 | 産業建設部　水産港湾課 |
| 根拠法令等 | ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号<br>・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条 |

【概要】

１．工事番号　01 港建委第 40 号-1

２．工事名称　フェリーターミナルビル新築建築主体工事

３．工事期間　令和元年９月３０日　～　令和３年３月３１日

４．予定価格　８８４，２０２，４８０円（内消費税等６５，４９６，４８０円）

５．請負金額　８６１，８４０，０００円（内消費税等６３，８４０，０００円）
　変更１回　８７７，８００，０００円（内消費税等７９，８００，０００円）
　変更２回　９７７，６４８，０００円（内消費税等８８，８７７，０９０円）

６．請負業者　堀田建設株式会社

７．施工場所　八幡浜市沖新田地区

８．工事概要　フェリーターミナルビル新築工事のうち、建築主体工事を実施する。
（構造規模）鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　4 階建　延床面積　2,892.88m2
（工事内容）新築工事（建築主体工事）
（主要室名）1 階　フェリー会社発券事務所　170m2、売店　45m2
旅客待合ロビー　194m2、乗船手続きロビー　222m2
2 階　フェリー会社事務所　300m2（宇和島運輸事務所）
レストラン 293m2、展望デッキ
3 階　フェリー会社等事務所　412m2、展望デッキ
（九四オレンジフェリー、宇和島運輸商事）
4 階　展望ロビー　106m2、防災資材倉庫　18m2、展望デッキ

（今回の変更内容）フェリーターミナルビルの杭工事の変更
　地中の掘削作業中に転石が発生した事、掘削後に埋没が発生した事により、掘削工法を変更した。

９．全体工事金額（参考）

【変更１回時点】

| | | | |
|---|---|---|---|
| （建築主体工事） | 堀田建設㈱ | ８７７，８００，０００円 | |
| （電気設備工事） | ㈱デンカ | １０６，６８９，０００円 | （別途発注） |
| （機械設備工事） | ㈱デンカ | ７３，５９０，０００円 | （別途発注） |
| | 計 | １，０５８，０７９，０００円 | |

【変更２回時点】

| | | | |
|---|---|---|---|
| （建築主体工事） | 堀田建設㈱ | ９７７，６４８，０００円 | |
| （電気設備工事） | ㈱デンカ | １０６，６８９，０００円 | （別途発注） |
| （機械設備工事） | ㈱デンカ | ７３，５９０，０００円 | （別途発注） |
| | 計 | １，１５７，９２７，０００円 | |

# 八 幡 浜 港 フ ェ リ ー 埠 頭 再 整 備 事 業

### 耐震フェリー桟橋整備事業

H27　桟橋基本設計委託、航行安全委員会委託　等
H28　桟橋細部設計委託、桟橋杭打設工事、取付岸壁改良工事　等
H29　可動橋設計委託、桟橋杭打設工事　等
H30　桟橋基礎捨石工事、桟橋上部工工事、取付岸壁改良工事　等
R1　桟橋杭打設工事、桟橋基礎捨石工事　等
R2　桟橋上部工工事、桟橋基礎捨石工事、可動橋製作工事
R3　桟橋上部工工事、可動橋据付工事 等

### フェリーターミナルビル整備事業

H28　基本設計
H29　実施設計
H30　用地整備
R1　ビル建築工事
R2　ビル建築工事
R3　桟橋上スロープ工事　等

### フェリー駐車場・道路整備事業

H28　基本設計
H29　詳細設計
H30　整備工事（旧仮設市場周辺）
R1　整備工事（構造物取壊し・盛土等）
R2　整備工事（構造物取壊し・盛土等）
R3　整備工事（舗装等）

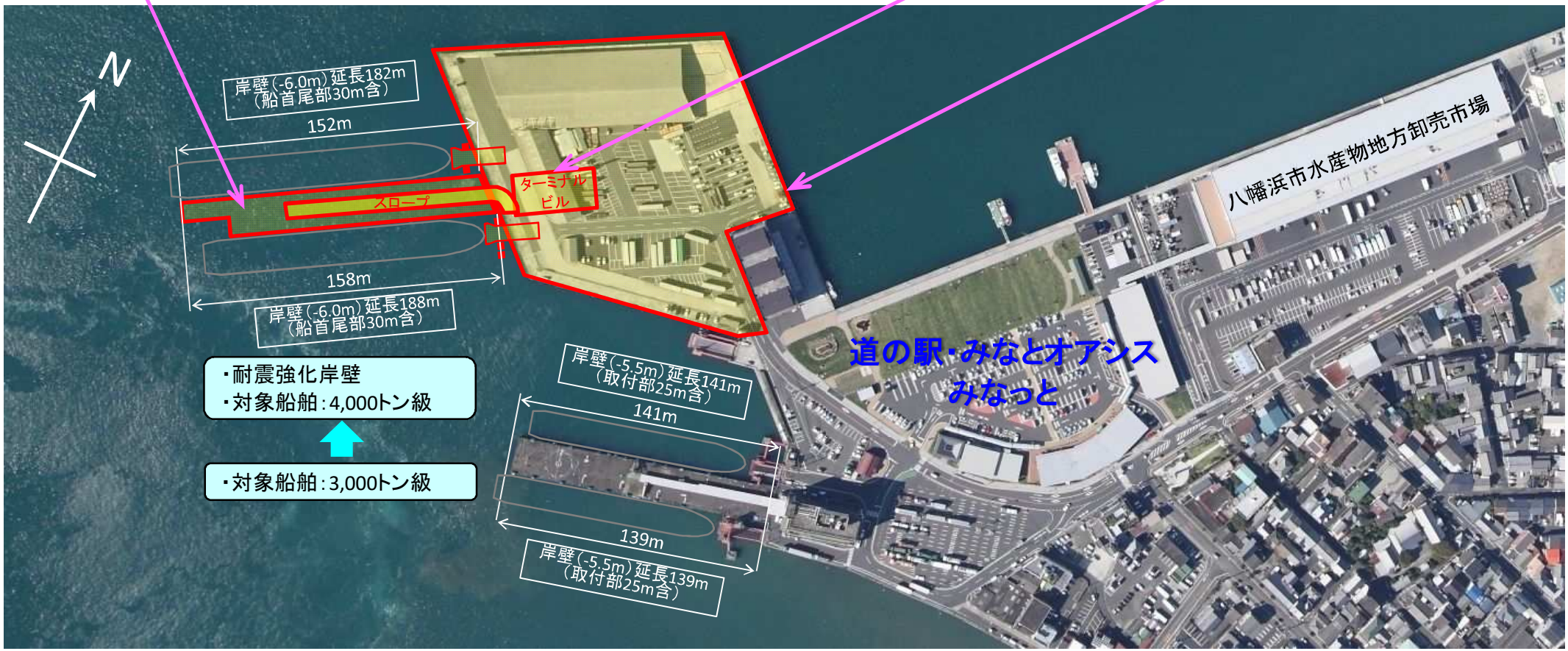

# フェリーターミナルビル整備事業の杭工事の増額について

## 【工事概要】

（工事名）　フェリーターミナルビル新築建築主体工事
（受注者）　堀田建設㈱　　（契約金額）877,800,000円（税込）
（工　期）　令和元年9月30日～令和3年3月31日

（杭工事の進捗）

施工数量：26/35本　進捗率：約74％（R2.5.20時点）

（杭工事の工法）

当初：アースドリル工法　（土質調査の結果から35本すべてをこの工法で施工予定）
変更：アースドリル工法とオールケーシング工法を併用
（35本の内、31本をオールケーシング工法を併用する予定）

（杭工事の時系列）

2月26日に杭工事の試験杭に着手
→地盤面から-12mで転石により掘削不能となった。
→アースドリル工法を基本とするが、掘削不能箇所は
オールケーシング工法とした。（概算で約4,000万円増の試算）
4本目まではアースドリル工法で施工を行った。
5本目以降から転石が発生し、オールケーシング工法を併用した。
転石以外にも施行中に掘削箇所が崩れる事象が発生した。
→崩れた場合もオールケーシング工法とした。
上記を考慮した31本の工法を変更した場合の試算が判明した。
→受注者の見積で、約1億円の増額。（R2.4.16提出）
6月に杭工事が完了予定。施工実績により、変更額の精査を行う。

フェリーターミナルビル　外観パース

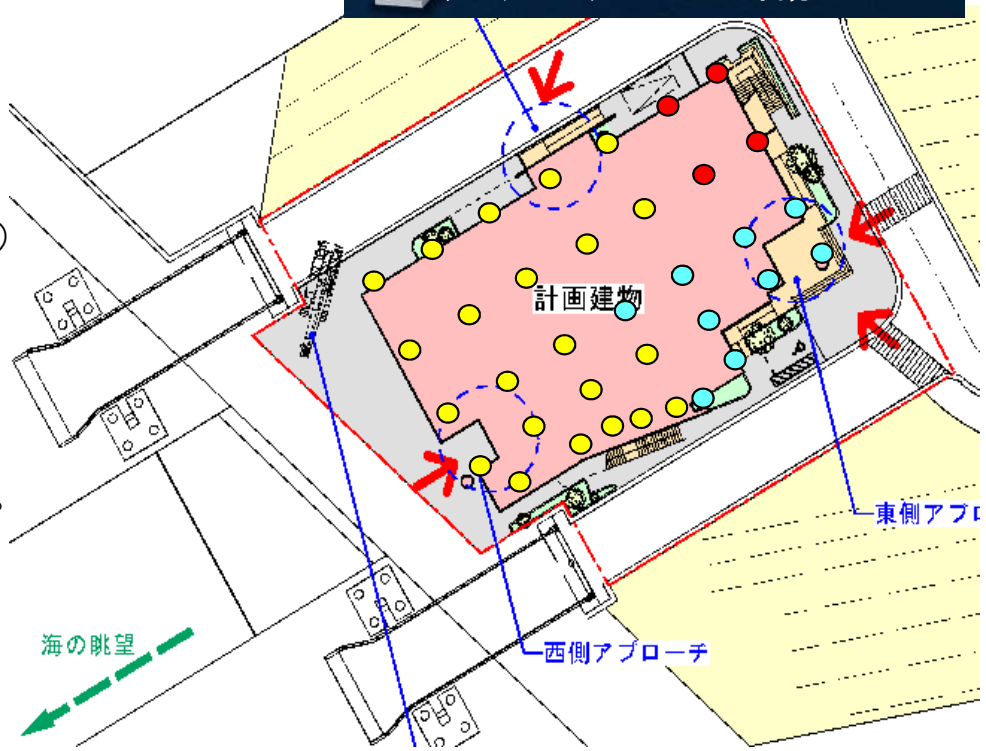


ターミナルビル杭工事イメージ（平面図）

－凡例－
- ビルの杭工事（当初：4本施工済）
- ビルの杭工事（変更：22本施工済）
- ビルの杭工事（変更：9本施工中）

当初とは「アースドリル工法」
変更とは「アースドリル工法とオールケーシング工法を併用」

# フェリーターミナルビル整備事業の杭工事の増額について（工法変更の理由）

## フェリーターミナルビル杭工事イメージ（縦断図）

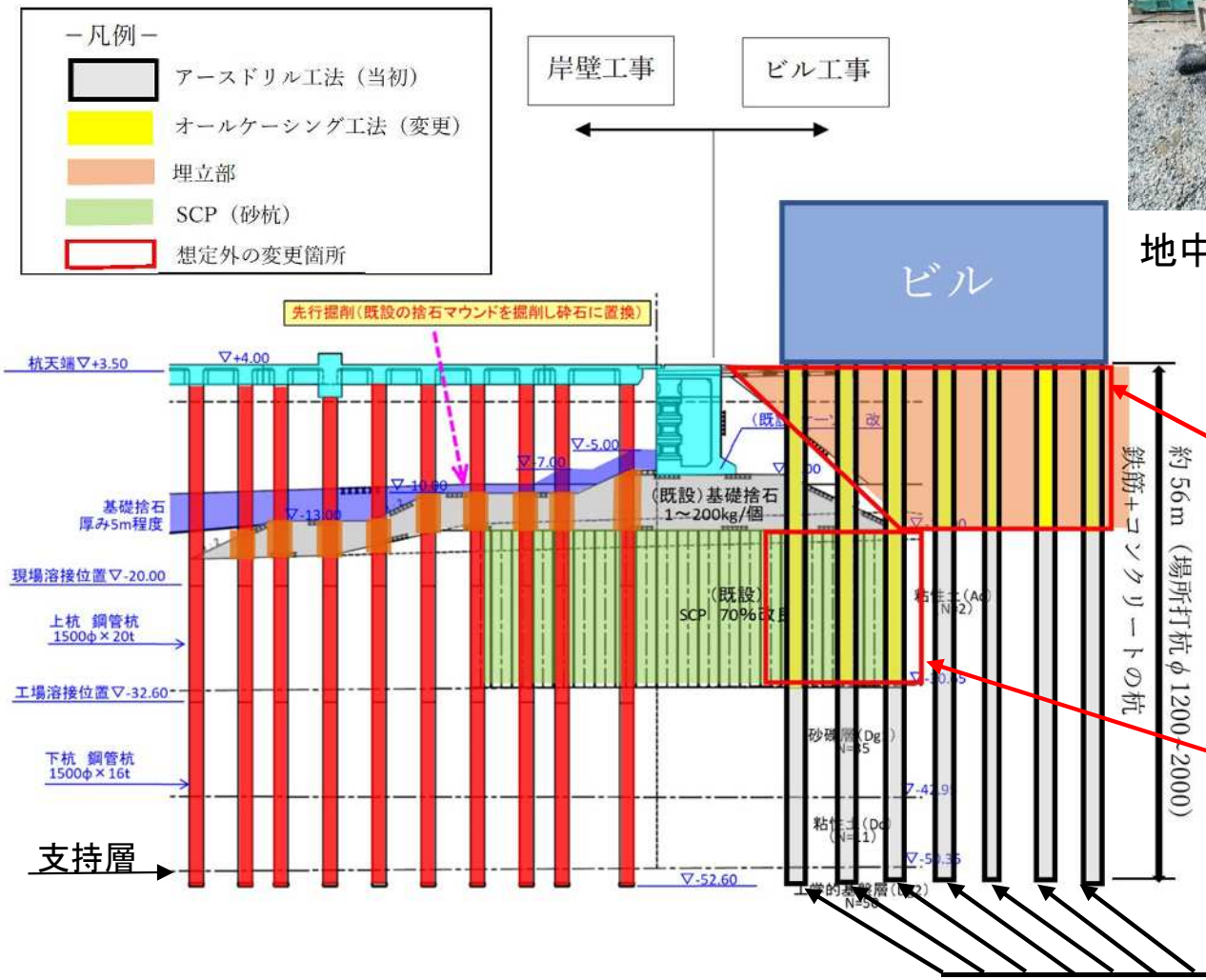

地中から撤去した支障物（転石、最大約60cm）

①事前の土質調査では確認できなかった転石により掘削不能となり、工法を変更。昭和56年度に実施した出島の埋立材に礫・転石が混じっていたと想定される。

②昭和55年頃に施工した岸壁（-7.5m）の地盤改良部（砂杭）が想定より崩れやすく、掘削後に埋没が発生したため、工法を変更。

ビルの杭工事

## 昭和56年度の埋立材を運搬した工事

工事件名：川舞日の浦団地宅地造成工事
工期：S56.12.20～S57.3.20
工事概要：礫混じり土（約9万m3）と軟岩（約2万m3）
の合計約11万m3を出島まで運搬

## （当初）アースドリル工法の施行イメージ

この工法は工費が安価であるが、礫（約10cm以上）や転石に対応できない。

ドリリングバケットにて土砂を掘削する。

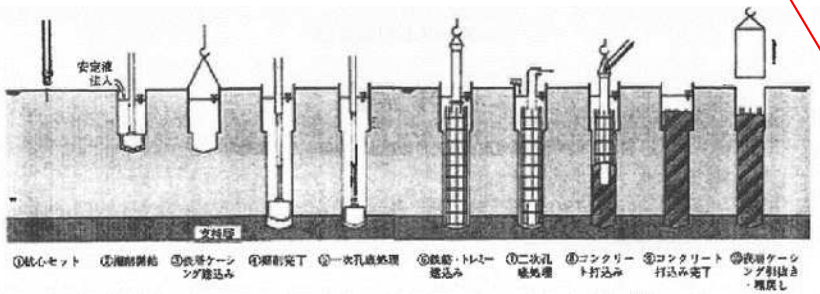

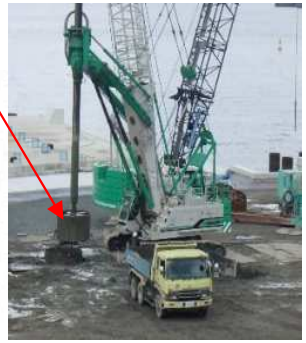

アースドリル工法施工状況

## （変更）オールケーシング工法の施行イメージ

この工法は工費が高価であるが、礫（約10cm以上）や転石の撤去が可能。

ケーシング（鋼管）を回転し地中に押込む。ケーシング内部の土砂・転石を撤去する。

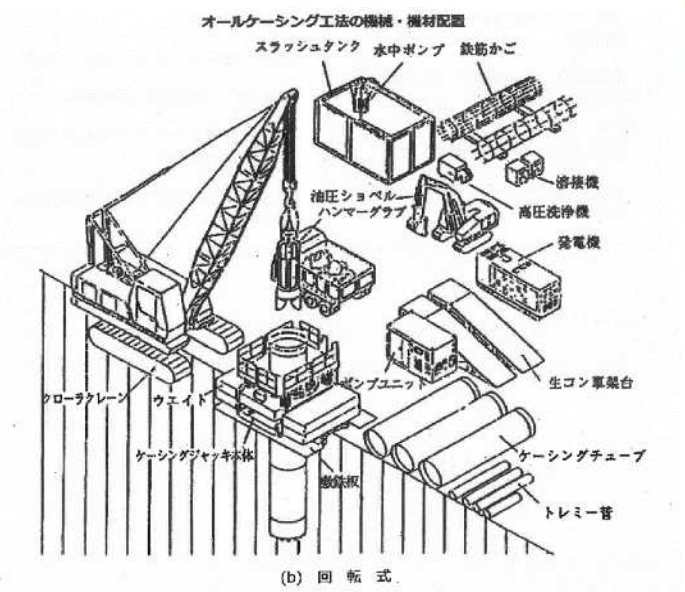

オールケーシング工法施工状況

全体配置図

北側
岸壁(-6.0m)延長182m
(船首尾部30m含)
152m
135m
17m
新 桟 橋
20m
125m
23m
10m
135m
158m
岸壁(-6.0m)延長188m
(船首尾部30m含)
南側
埠頭用地
駐車場
ターミナル
ビル用地
駐車場
駐車場
埠頭用地
道路
駐車場
歩道→
岸壁(-5.5m)延長141m
(船首尾部26m含)
9m
115m
16m
26m
24m
115m
25m
岸壁(-5.5m)延長139m
(船首尾部24m含)

# ターミナルビル　1階平面図

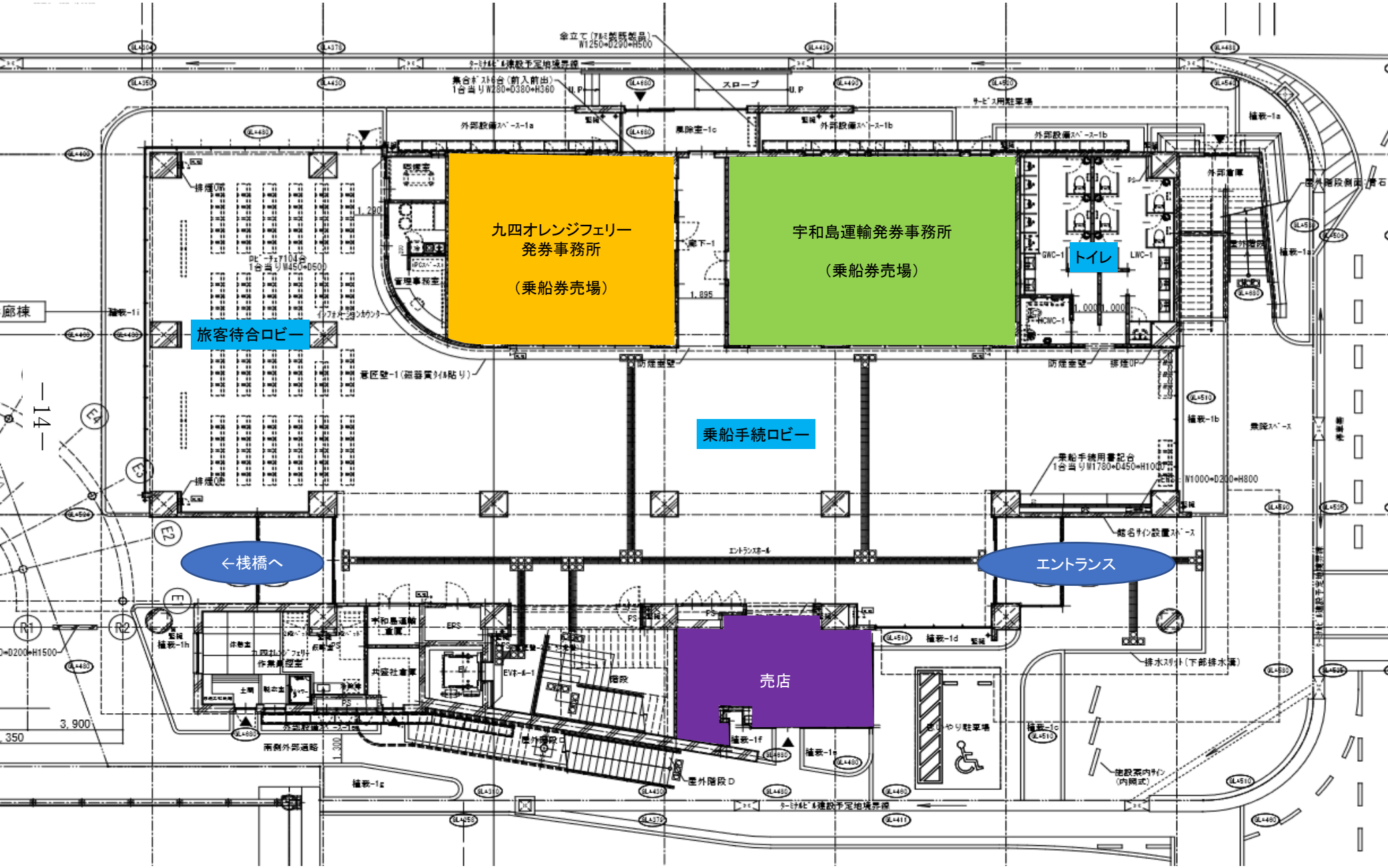

# ターミナルビル　2階平面図

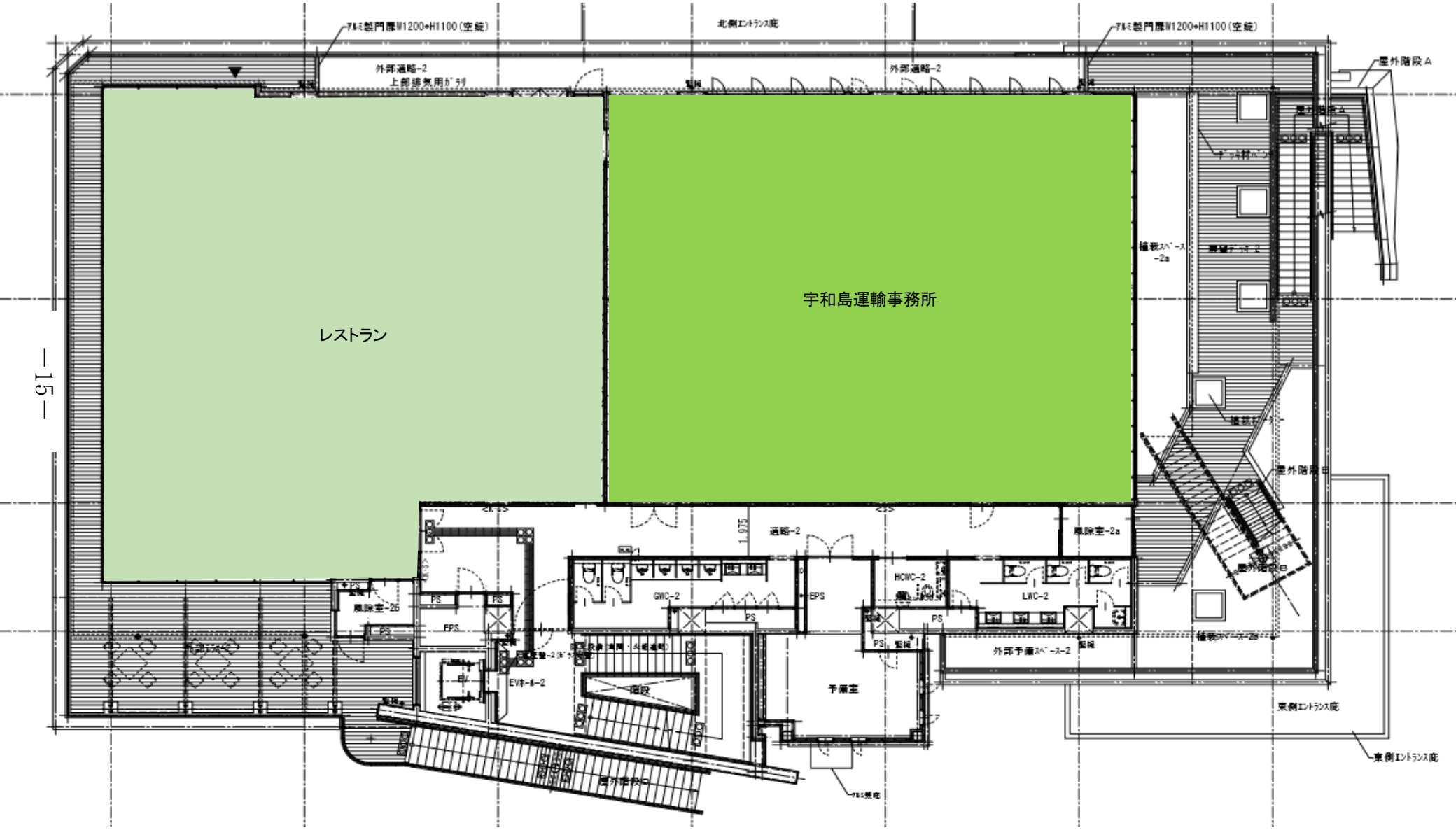

ターミナルビル　3階平面図

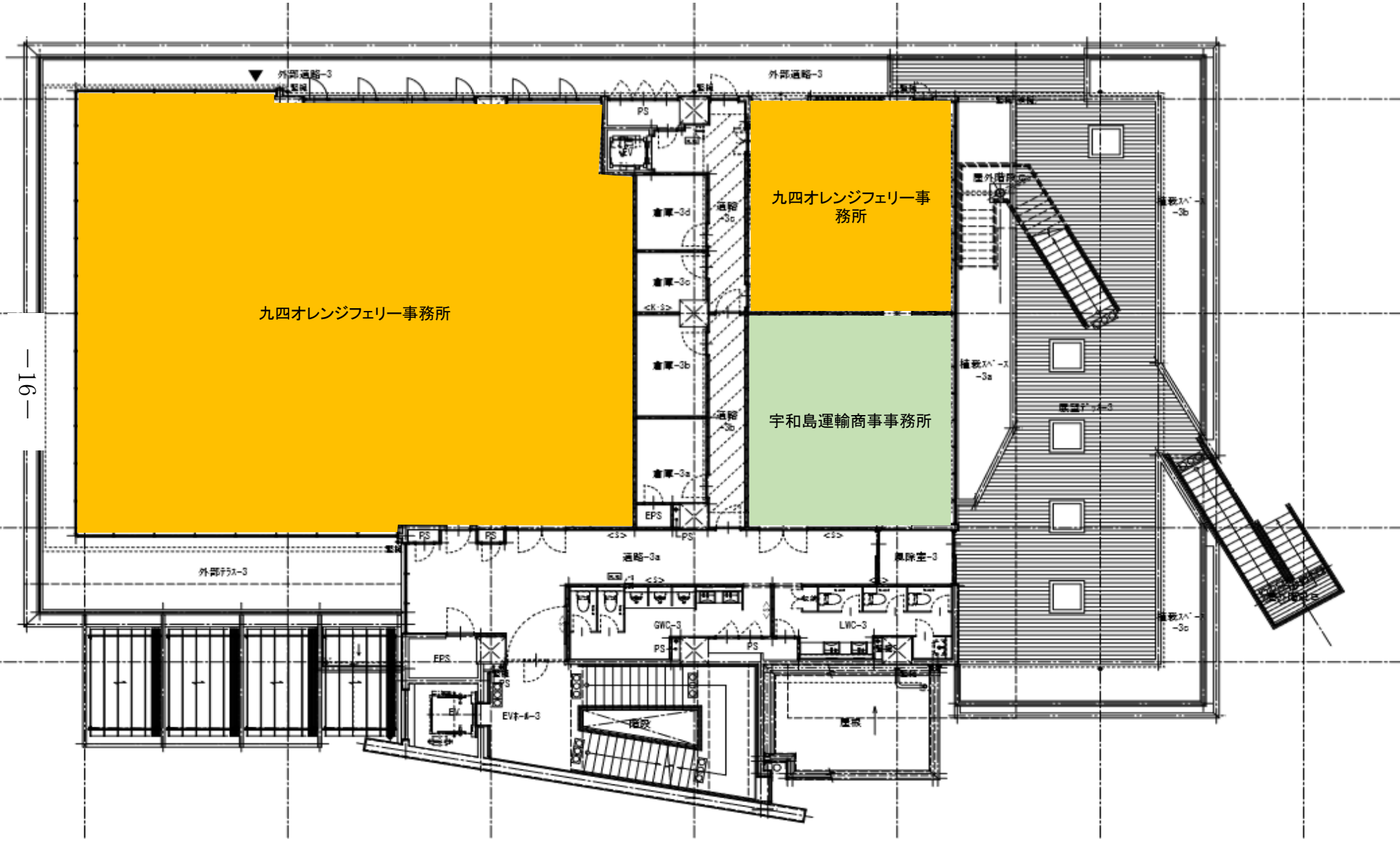

ターミナルビル　4階平面図

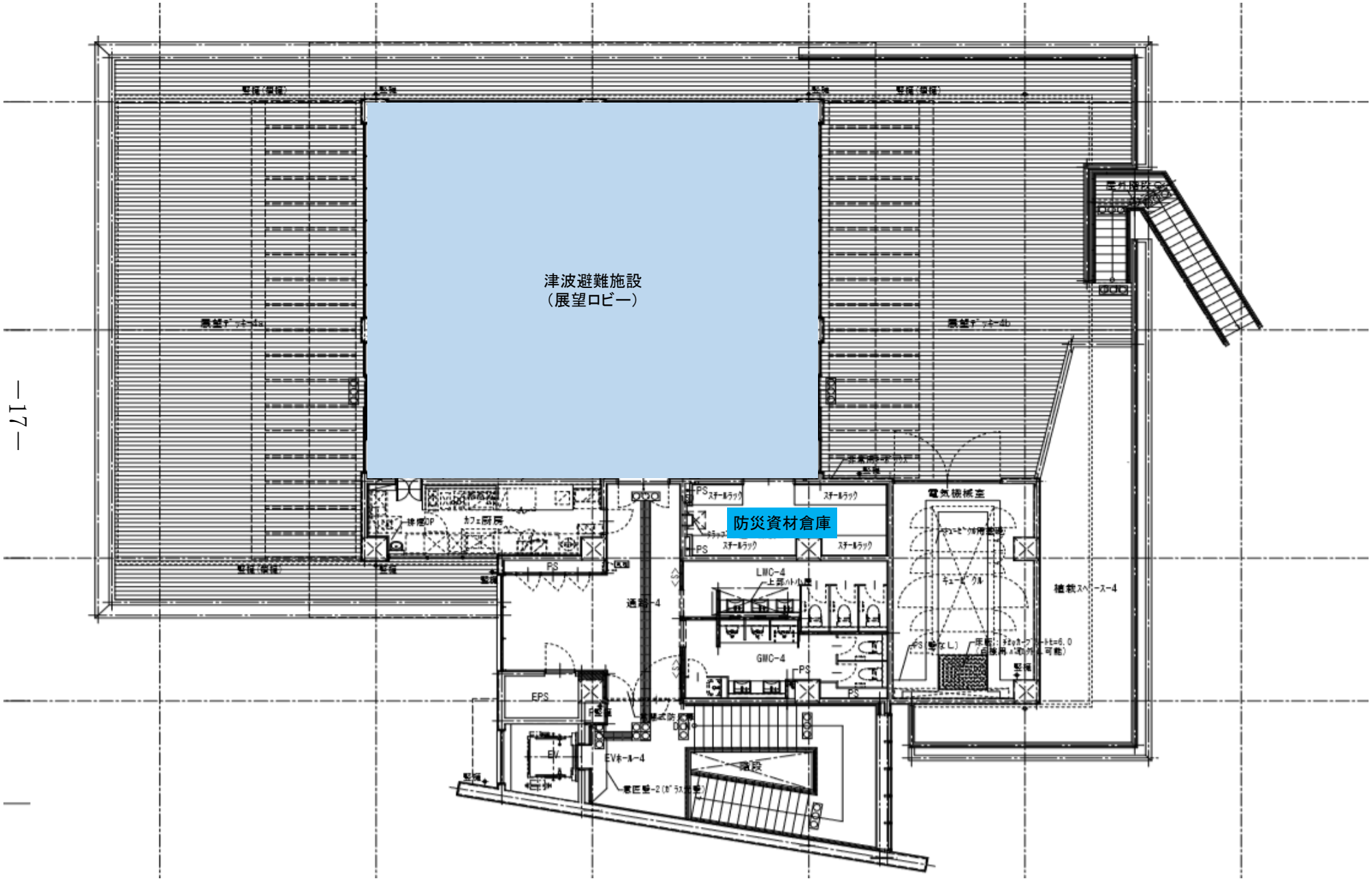

完成予想図

八幡浜港フェリーターミナルビル完成予想図

南側断面図

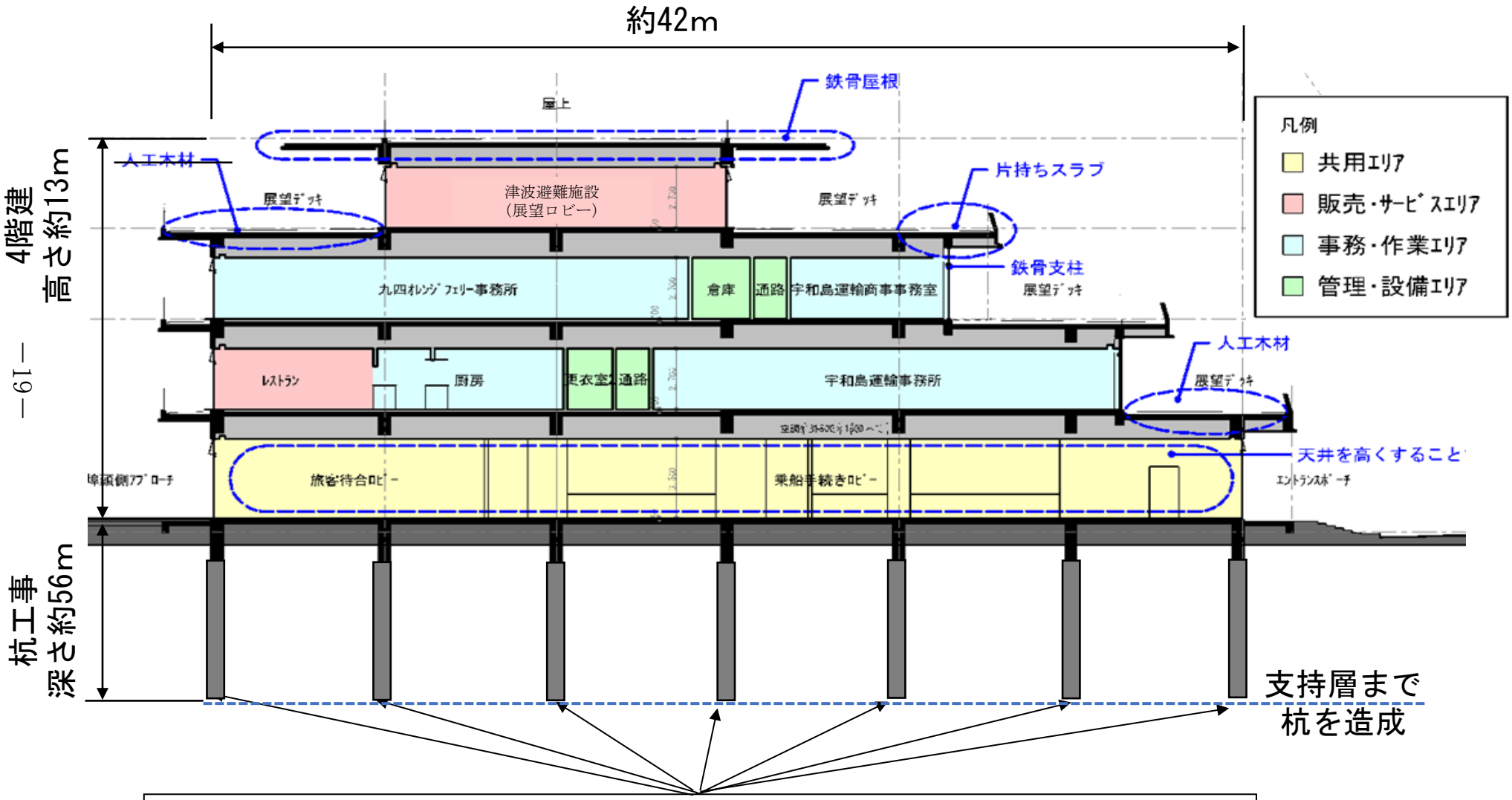


杭工事（場所打杭φ1200~2000）コンクリート杭を35本造成

議案第 ５９ 号関係

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 担　当　課 | 総務企画部　税務課 |
| 根拠法令等 | 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。） |
| 施　行　日 | 公布の日（下記【改正の概要】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日） |

【改正の概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（地方税法改正）に伴う改正

⑴　徴収の猶予制度の特例（徴収猶予の特例を設けることに伴う改正）

⑵　固定資産税の見直し　（中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置等に伴う改正）

⑶　軽自動車税の見直し　（軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長）

⑷　市民税の見直し　（入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用等）

<table>
<tr><th></th><th>条例番号・見出し</th><th>法令・施行日</th><th>改正の概要</th></tr>
<tr><td>徴収の猶予</td><td>附則第23条<br>【新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等】</td><td>法附第59条③</td><td>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年同期比概ね20％以上の減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設けることに伴う法律改正にあわせて、規定を整備するもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">固定資産税</td><td>附則第10条<br>【読替規定】</td><td>法附則第61条</td><td>新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度の固定資産税の負担を軽減するもの。全額国費で減収補てん。</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="3">中小企業者等（資本金・出資金の額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">適用要件</td><td rowspan="3">令和2年2月～10月の任意の3カ月の売上が、前年の同期間と比べて30％以上減少していること</td><td>3ヵ月売上高前期比</td><td>軽減額</td></tr>
<tr><td>30%以上50%未満</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>50%以上</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>対象資産</td><td colspan="3">償却資産、事業用家屋</td></tr>
<tr><td>適用年度</td><td colspan="3">令和3年度の課税分に限定</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>附則第10条の2<br>【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】</td><td>法附則第62条</td><td>生産性革命の実現に向けた固定資産（中小事業者等の認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用家屋・償却資産）に課する固定資産税をゼロとするもの。全額国費で減収補てん。</td></tr>
<tr><td>軽自動車税</td><td>附則第15条の2<br>【軽自動車税の環境性能割の非課税】</td><td>法附則第29条の8の2</td><td>自動車取得時に課される軽自動車税環境性能割（旧自動車取得税）の税率を1％分軽減する特例措置の適用期限の6月延長に伴う改正。<br>（令和2年9月30日まで→令和3年3月31日まで）<br>（減収額は、全額国費で補てん）</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市民税 | 附則第24条<br>【新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例】 | 法附第60条③④<br>※R3.1.1施行 | イベント中止等に伴う入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄付金控除を適用する法律改正にあわせて、条例へ委任している事項の細目を定めるもの。 |
| | 附則第25条<br>【新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例】 | 法附第61条②<br>※R3.1.1施行 | 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応（所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除） |